

お知らせ  
**戦没者等のご遺族の皆様へ  
第8回特別弔慰金  
が支給されます**

対象者

戦没者の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において、公的扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人。

- 1 弔慰金の受給権者
- 2 戦没者等の子
- 3 ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

(戦没者等と生計関係を有していなかった方等は除かれます。)

- 4 右記3以外の
- ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
- 5 右記1〜4以外の三親等内の親族

(戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限られます。)

支給内容

額面40万円、10年償還の記名国債

請求期間

平成20年3月31日まで

お知らせ  
**戦傷病者の妻の方々へ  
特別給付金が  
支給されます**

対象者

戦傷病者を長年介護されてきた妻のご苦労に対し、国として慰藉を行うことを目的として、戦傷病者の妻に支給するものです。

- 戦傷病者とは、次の給付を受けている方です
- 恩給法による増加恩給・傷病年金・特例傷病恩給・傷病賜金
- 戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金・障害一時金又は、旧令共済組合特別措置法による傷病年金・一時金(障害程度第5款症以上)

対象者

- 前回「第18回特別給付金」又は「第20回特別給付金」を受給されていた戦傷病者の妻の場合
- 平成18年10月1日現在の現況が前回請求時と変更の無い方
- 戦傷病者の方が平成8年10月1日から平成15年3月31日までの間に亡くなられた方

新たに戦傷病者の妻になられた場合

- 平成13年4月2日から平成15年4月1日までの間に、夫が戦傷病者として、上記増加恩給等の受給権を取得した方
- 平成13年4月2日から平成15年4月1日までの間に、戦傷病者として、上記増加恩給等を受給している者と婚姻された方

請求期間  
平成21年9月30日まで

請求・問い合わせ  
福祉課

- (すこやかセンター伊野内)
- ☎ 893-3810
- 吾北総合支所ほけん福祉課
- ☎ 867-2312
- 本川総合支所ほけん福祉課
- ☎ 869-2114



**ぐりぐらひろばからのお知らせ**

親子が集える遊びの広場“ぐりぐらひろば”を、いの町総合健康センターで平日開催しています。お気軽にお越しください。ぐりぐらひろばでは、2か月に1度の「ホットママ講座」や、各保育園に出向いて遊びの広場「てくてくひろば」も行っています。

**ホットママ講座**

◆犬とのふれあい◆

日時 1月30日(火) 10:00~11:30  
場所 いの町総合健康センター内 集会室  
定員 親子で25組  
受付 1月15日(月)~  
《申し込みの際、アレルギーに関するアンケートを取らせていただきます。》

**てくてくひろばのご案内**

1月25日(木) 神谷保育園  
(9:30~11:30)  
《冬の遊び》  
※雨天の場合は室内遊び

☆問い合わせ  
ぐりぐらひろば  
☎ 892-3151

**■ 人権擁護委員無料相談のご案内**

地区	今月の相談日	相談時間	開催場所
伊野	1月17日(水)	10時~15時	伊野公民館
吾北	1月11日(木)	〃	吾北中央公民館

**■ 人権擁護委員の連絡先**

氏名	住所	電話番号
杉本 寛子	いの町6466-5	892-2513
尾崎 千秋	〃 神谷871	892-1660
西川田鶴子	〃 天王南3丁目9-1	891-5443
楠瀬 博邦	〃 枝川2819	893-1769
高瀬 科子	〃 波川610-3	892-3635
曾我 定子	〃 下八川丙644-1	867-3224
岡林 瑞子	〃 大森91-14	869-2500

**■ 法務局相談窓口・問い合わせ**  
(祝休日を除く月曜日から金曜日まで 受付8:30~17:00)

高知地方法務局いの支局(いの町1290-4)	893-0343
------------------------	----------